設立財産目録の明細書

A　流動資産

預　金

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 預金先 | 種　類 | 口数 | 金　額 | 拠出（寄附）者氏名 |
| ○○銀行○○支店○○銀行○○支店 | 定期普通 | １１ | 円円 | ○○○○○○○○ |
| 合　計 |  |  | 円 |  |

医業未収金

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種　類 | 診療月 | 金　額 | 拠出（寄附）者氏名 |
| 社会保険診療報酬国民健康保険診療報酬 | ○月分、○月分○月分、○月分 | 円円 | ○○○○ |
| 合　計 |  | 円 |  |

医薬品等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 品　名 | 数量 | 評価額 | 拠出（寄附）者氏名 |
| 医薬品診療材料 | （別紙内訳） | 円円 | ○○○○ |
| 合　計 |  | 円 |  |

B　固定資産

　１　有形固定資産

土地

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 所在地 | 面積 | 評価額 | 拠出（寄附）者氏名 |
| ○○市○○町○○番地 | ㎡ | 円 | ○○○○ |

建物

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 所在地 | 延面積 | 評価額 | 拠出（寄附）者氏名 |
| ○○市○○町○○番地 | ㎡ | 円 | ○○○○ |

医療用器械備品

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 品　名 | 数量 | 評価額 | 拠出（寄附）者氏名 |
| エックス線装置電気メス |  | 円円 | ○○○○ |
| 合　計 |  | 円 |  |

その他の器械備品

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 品　名 | 数量 | 評価額 | 拠出（寄附）者氏名 |
| パソコンエアコン |  | 円 | ○○○○ |
| 合　計 |  | 円 |  |

２　無形固定資産

電話加入権

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 局　番 | 番号 | 評価額 | 拠出（寄附）者氏名 |
| 047(377)047(377) | ×××××××× | 円円 | ○○○○ |
| 合　計 |  | 円 |  |

　３　その他の資産

その他

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 品　名 | 数量 | 評価額 | 拠出（寄附）者氏名 |
| 保証金（土地） |  | 円 | ○○○○ |

上記の現物拠出の価額は令和　　年　　月　　日現在の価額として相当である。

　　　　　　　　　　　　　　　　　税理士　○○　○○　印

（作成上の注意）

　１．**設立時財産は、拠出（寄附）者に所有権があり、医療法人に拠出（寄附）するのが妥当なものとする**。医師会（歯科医師会）の入会金等や、診療の用に供しない車両や美術品、開業費等の繰延資産、前払費用等は拠出できない。

　　　居宅と診療所が同一の建物になっている場合は、診療所部分のみに関する資産を設立時財産に計上する。

２．現金以外の財産の拠出（寄附）について、詳細に記載すること。

　　　（主な現物拠出（寄附）財産の種類と評価額）

　　　預金・・・・・・・・・残高証明書の額の範囲内

　　　医業未収金・・・・・・前年実績等からの推計値

※　社会保険及び国民健康保険診療報酬の振込通知書（診療所の名称が記載されている箇所を含む）を添付すること。なお、源泉徴収後の差引振込額の金額を基準とすること。

　　　医薬品、診療材料等・・・・帳簿価格（推計額）

　　　※　医薬品、診療材料等を拠出する場合は、評価額の根拠となる資料を別紙として作成すること。

　　　不動産、借地権・・・・・不動産鑑定評価書又は固定資産評価証明書の額

　　　建物（その付属設備を含む）・・・・・・・減価償却した簿価(以下３参照)

　　　医療用器械備品（その付属設備を含む）・・減価償却した簿価(以下３参照)

　　　その他の器械備品（その付属設備を含む）・減価償却した簿価(以下３参照)

　　　電話加入権・・・・・・・時価

　　　保証金等・・・・・・・・契約書の金額（契約書に償却に関する条項がある場合は償却後の金額）

　　　※　覚書等により賃借人の名義を変更した場合、保証金等の返還を受ける権利が法人に引き継がれるため、返還金相当額を必ず拠出すること。

　３．有形固定資産（非償却資産を除く。）については、取得原価から減価償却累計額を控除した価額を評価額とすること。なお、資産ごとに取得原価と控除する減価償却累計額を示す書類を添付すること。（確定申告時に使用する電算様式を使用して差し支えない。）

　　　確定申告書類に添付されている固定資産台帳に記載されている資産が拠出（寄附）対象となるが、直近の確定申告後に購入した固定資産を拠出（寄附）する場合は、取得した事実を示すための書類（契約書・請求書・領収書等）を別途添付すること。

　４．医薬品や医療用器械備品（医療機器）のうち、医師等が個人で輸入したものについては、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」の規定により、「輸入した当該医師等が自己の責任のもと、自己の患者の診断又は治療に供すること」を目的とする場合に限り使用が認められている。よって、これらを法人に拠出（所有権が移転）した場合、同法の規定に抵触するおそれがあるため、行うことのないよう注意すること。

　５．社団である医療法人を設立する際の現物拠出について、その価額の総額が**５００万円以上**の場合は、現物拠出財産の価額が相当であることについて、弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人の証明（現物拠出財産が不動産である場合にあっては、当該証明及び不動産鑑定士の鑑定評価。）が必要である。

※　証明については、中立性の確保の観点から、可能な限り認可申請の手続を代行する事務所等と関係がない第三者が行うこと。